## 高松市自治基本条例を考える市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則などを定める高松市自治 基本条例(仮称)(以下「条例」という。)を制定するに当たり、条例制定 段階から市民が参画し、市民自らが主体的に条例に盛り込む内容を検討して いくための場として、高松市自治基本条例を考える市民委員会(以下「市民 委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民委員会は,条例に盛り込むべき内容について,市民の立場から検 討を行い,市長に対して提言を行うものとする。

(組織)

- 第3条 市民委員会は,委員20人程度で組織する。
  - (1) 公募により選出された市民
  - ② 前号に掲げる者のほか,市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長への提言を行った日までとする。

(委員長および副委員長)

- 第5条 市民委員会に,委員長および副委員長1人を置き,委員の互選により 定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、市民委員会を代表する。
- 3 副委員長は,委員長を補佐し,委員長に事故があるとき,または委員長が 欠けたときは,その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 市民委員会の会議は,委員長が招集し,委員長は,会議の議長となる。
- 2 市民委員会の会議は,委員の半数以上が出席しなければ,開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を 聴くことができる。

(庶務)

第7条 市民委員会の庶務は,市民政策部企画課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか,必要な事項は,市長が定める。ただし,市民委員会の運営に関し必要な事項は,委員長が市民委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は,平成19年12月21日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は,第4条に規定する市長への提言を行った日限り,その効力を失う。